## 別表十三 (一) の記載の仕方

## 1 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損 金算入に関する明細書

(1) この明細書は、法人が法第42条から第44条まで《 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金 算入等》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の 3第1項《個別益金額又は個別損金額》(法第42条 から第44条までの規定により同項に規定する個別益 金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。) の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法 人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- (2) 法第43条第6項の規定の適用を受ける場合又は法 第81条の3第1項(法第43条第6項の規定により法 第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する 場合に限ります。)の規定の適用を受ける場合には、 「特別勘定に経理した金額13」には、法第43条第6 項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- 2 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算 入に関する明細書

この明細書は、法人が法第45条《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》若しくは放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)附則第26条《法人税法の一部改正に伴う経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第25条の規定による改正前の法(以下「平成23年旧法」といいます。)第45条《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項(法第45条又は平成23年旧法第45条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定の適用を受ける場合に記載します。

## 3 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額 の損金算入に関する明細書

協同組合等のうち出資を有しないものが法第46条《 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の 損金算入》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の 3第1項(法第46条の規定により同項に規定する個別 損金額を計算する場合に限ります。)の規定の適用を 受ける場合に記載します。